

11月は児童虐待防止推進月間です

「もしかして」 あなたが救う 小さな手

問合せ こども課育成支援係

児童相談所
全国共通ダイヤル

い ち は や く
1 8 9

「虐待かも」と思ったらすぐにお電話ください。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待している保護者はもちろん、虐待されている子どもも自ら助けを求めることはなかなかできません。あなたのその行動が、子どもを、そして保護者を救う“始めの一步”です。

児童虐待とは

【身体的虐待】

殴る、ける、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせるなど

【性的虐待】

子どもへの性的行為、ポルノグラフィーの被写体にするなど

【ネグレクト】

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車のなかに放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

【心理的虐待】

言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス）など



気づいて、虐待のサイン

虐待は隠されていることがほとんどです。表面化しにくい虐待をくい止めるためには、周囲の皆さんの“気づき”がとても大切です。

あなたの周囲でこんなことはありませんか

◆子どもの様子

- ・不自然に子どもが保護者に密着している
- ・子どもが保護者を怖がっている
- ・子どもがひどく緊張した様子である
- ・体重・身長が著しく年齢相応ではない
- ・子どもと保護者の視線がほとんど合わない
- ・子どもの言動が乱暴である

◆保護者の様子

- ・子どもが受けた外傷の状況と保護者の説明につじつまが合わない
- ・保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- ・子どもの養育に関して拒否的・無関心である
- ・泣いてもあやさない
- ・絶え間なく子どもをしめる、ののしる
- ・家庭内が著しく不衛生である



相談先

市家庭児童相談室

（夜間）

児童相談所全共通ダイヤル

※住む地域の児童相談所につながります。

☎(41)8810

☎(41)3311

1 8 9